

議事日程(第4号)

平成26年6月23日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第41号 平成26年度うきは市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第2 議案第43号 うきは市道路線の変更について
- 日程第3 議案第45号 うきは市水源かん養事業基金条例の制定について
- 日程第4 議案第46号 うきは市水源かん養事業に関する協定の締結について
- 日程第5 議案第47号 うきは市浄化槽施設等の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 追加議案上程 議案第49号 1件
- 日程第7 市長の提案理由の説明
- 日程第8 議案第49号 うきは市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 諸報告
- 日程第10 閉会中の調査の申出について
- 緊急雇用創出事業の経過と現況についての調査(総務産業常任委員会)
- 山村地域振興事業(「都市と山村交流」プロジェクト及び伝建保存地区山村振興)についての調査(総務産業常任委員会)
- 所管事務調査(総務産業常任委員会)
- 社会福祉協議会及びシルバー人材センターの事業についての調査(厚生文教常任委員会)
- 所管事務調査(厚生文教常任委員会)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第41号 平成26年度うきは市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第2 議案第43号 うきは市道路線の変更について
- 日程第3 議案第45号 うきは市水源かん養事業基金条例の制定について
- 日程第4 議案第46号 うきは市水源かん養事業に関する協定の締結について
- 日程第5 議案第47号 うきは市浄化槽施設等の整備に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

日程第6 追加議案上程 議案第49号 1件

日程第7 市長の提案理由の説明

日程第8 議案第49号 うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 諸報告

日程第10 閉会中の調査の申出について

緊急雇用創出事業の経過と現況についての調査（総務産業常任委員会）

山村地域振興事業（「都市と山村交流」プロジェクト及び伝建保存地区山村振興）についての調査（総務産業常任委員会）

所管事務調査（総務産業常任委員会）

社会福祉協議会及びシルバー人材センターの事業についての調査（厚生文教常任委員会）

所管事務調査（厚生文教常任委員会）

---

出席議員（15名）

1番 岩淵 和明君	2番 鎗水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 藤田 光彦君
9番 伊藤 善康君	10番 諫山 茂樹君
11番 櫛川 正男君	12番 大越 秀男君
13番 三園三次郎君	14番 高山 敏枝君
15番 岩佐 達郎君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 宮崎 恵君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	吉岡 慎一君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	高木 勲美君
総務課長	石井 好貴君	会計管理者	佐々木正志君
財政課長	大熊 孝則君	企画課長	重松 邦英君
税務課長	内山 勇君	徴収対策室長	内藤 一成君
市民生活課長	重富 孝治君	生涯学習課長	安元 正徳君
監査委員事務局長	段野 弘美君	保健課長	金子 好治君
福祉事務所長	後藤 一善君	住環境建設課長	江藤 武紀君
災害対策推進室長	高瀬 智君	農林・商工観光課長	野鶴 修君
学校教育課長	秦 克之君	浮羽市民課長	篠原 武英君
自動車学校長	中嶋 吾郎君	総務法制係長	大石 恵二君
財政係長	高瀬 将嗣君		

---

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1. 議案第41号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、議案第41号平成26年度うきは市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、総務産業委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となっております総務産業常任委員会に付託された案件について報告をいたしたいと思えます。

平成26年第3回うきは市議会定例会において、総務産業常任委員会に付託された議案について、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

まず委員会は、この6月18日水曜日午前9時から午後3時まで行いました。

それでは、審査の経過及び結果でございますが、まず、議案第41号平成26年度うきは市一

般会計補正予算（第1号）、本議会に提出された補正予算は、歳入歳出それぞれ3億4,391万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ160億9,580万7,000円とするものであります。

まず、当委員会に係る歳入の主なものは、国庫補助金として総務費、過疎化地域等自立活性化推進交付金1,000万円、県補助金として労働費、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金3,560万円を国の政策事業として受け入れるほか、一昨年7月に発生した北部九州豪雨災害で甚大な被害を受けた山林地域における水資源の保全を図る目的で、うきは市が喫緊の課題として取り組んでいる水源涵養事業及び山村振興事業に、福岡地区水道企業団及び県南広域水道企業団が、その趣旨に賛同して拠出する水源かん養事業費交付金1億4,717万6,000円を、新たに創設する水源かん養事業基金の財源として受け入れるものであります。

次に、当委員会に係る歳出の主なものは、歳入で申しあげました水源かん養事業基金として、両水道企業団が拠出する水源かん養事業費交付金1億4,717万6,000円に一般財源5,282万4,000円を追加した2億円を財政調整基金に積み立てるほか、国県補助による緊急雇用創出事業臨時特例交付金事業である地域人づくり事業委託料として3,560万円——これは企画課の所管であります、及び山村地域振興事業に過疎地域等自立活性化推進交付金1,000万円——これは農林・商工観光課の所管であります、これは新規事業として取り組むものでございます。

委員会では、高木市長公室長を初め所管課長及び担当係長に出席を求め、歳入に係る費目の趣旨、内容及び計数を精査し、歳出に当たっては、具体的な執行計画及び費用対効果等について慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで総務産業委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へ戻ってください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教委員長の報告を求めます。12番、大越厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 厚生文教常任委員会からの報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第41号平成26年度うきは市一般会計補正予算（第1号）の所管に関する部分については、厚生文教常任委員会に付託されておりましたので、委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

その内容については、学校教育課長及び福祉事務所長に御出席いただき説明を受けました。

まず、社会福祉費の老人福祉費2,300万円の減額補正については、シルバー人材センターに対する補助金で、従来までは県から市を通して行っていた補助金を、今年度より県から直接シルバー人材センターに補助をするようになったため、市の予算を減額するものであります。

次に、障害者対策費27万4,000円については、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業で、最大3人を想定し、その3分の2の補助相当の予算であります。これは障害者手帳を持つまでに至っていない方が対象で、現在の段階での該当者は、うきは市内では1人ということであります。

次に、小学校費補正の御幸小学校と姫治小学校の耐震補強工事予算については、25年度補正予算調製の時点では、国からの内示が間に合わなく、やむを得ず26年度当初予算にも重複計上されていましたが、その後、25年度末に予算が決定されたため、今回の補正予算で1億2,391万3,000円を全額減額補正するものであります。

次に、児童福祉費の中の民間保育所費については、用地造成費として1,500万円、また、保育所整備事業として2億318万5,000円の合計2億1,818万5,000円を、このうち国より1億5,791万5,000円、地方債3,850万円、一般財源2,177万円の予算で事業を行おうとするものですが、事業者は今後の子供の数のさらなる減少を見越し、この事業収益性を考慮し、事業者負担により有料老人ホームを併設するとのことでもあります。なお、この事業に関する地元説明会等の日程については、補助金交付の内示が本年9月下旬ごろに予定されていますので、いまだ明確な日程は決まっていないとのことでもあります。

次に、生活保護費804万8,000円について、その主なものは、生活困窮者自立促進支援事業委託料で、生活困窮者に対し、就労に関すること、不登校やひきこもり、家計費困窮に関することなど、さまざまな相談事業を行うことにより、法的に生活保護者とならないための事業で、100%国の予算で行われ、この事業については、社会福祉協議会に委託される予定です。

今回の補正予算は高齢者対策費、子育て、生活困窮対策など、今の世情を反映したような予算でしたが、慎重審議の結果、妥当な措置であるとのことで、全会一致で可決することと決しました。

以上、厚生文教常任委員会の報告といたします。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教委員長に対する質疑を終わります。委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

日程第2. 議案第43号

日程第3. 議案第45号

日程第4. 議案第46号

日程第5. 議案第47号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第2、議案第43号うきは市道路線の変更についてから日程第5、議案第47号うきは市浄化槽施設等の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定については総務産業常任委員会に付託していただきましたので、審査の経過及び結果について一括して総務産業委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、今、議題とされました、議案第43号から第47号までを一括して御報告申し上げたいと思います。

まず、議案第43号うきは市道路線の変更についてでございます。

この審査に当たりましては、まず、高木市長公室長を初め、所管課長及び担当課長を伴い、提案された福岡県からの道路移管に係る浮羽町妹川尼ヶ瀬地域付近であります、この路線の現地調査を実施したところであります。

この路線は、現に建設中の県道吉井妹川線が今年度中に竣工し開通することに伴い、福岡県からうきは市に移管の申し出があり、条件等の協議により、これを受け入れようとするものであります。具体的には本会議で説明が行われましたが、配布されてる図面のとおり、現況は幅員2.4メートルから6.9メートル、全長404メートルを、現県道の移管により八女・香春線までの全長1,002.4メートルに延長する路線の変更であります。この路線変更につきましては、現地調査により、委員会審査において全会一致で原案どおり可決することにいたしました。その条件として、1点目に未舗装部分の補修、2点目に狭い部分の拡幅、この2点を県との協議により補完することを付議いたしております。

次に、議案第45号うきは市水源かん養事業基金条例の制定について、同第46号うきは市水

源かん養事業に係る協定の締結について、これにつきましては、それぞれ一体とする議案でございますので一括して報告いたしたいと思っております。

この両議案につきましては、本会議における特に重要な案件でございますので、高木市長公室長、所管であります大熊財政課長及び内山税務課長に出席を求め、問題となった合所ダムに係る国有資産等所在市町村交付金に係る経過事実並びに当事者である福岡地区水道企業団及び福岡県南広域水道企業団との交渉等の結果を踏まえ、係る交付金による基金の有効な活用を主体に活発な議論が展開されました。

まず、議案第45号うきは市水源かん養事業基金条例の制定についてであります。

本議案は、さきに平成26年度うきは市一般会計補正予算（第1号）で御報告申し上げましたが、両水道企業団が拠出する水源かん養事業交付金を原資として、地方自治法第241条の規定により、うきは市水源涵養機能の向上及び水源地域の活性化を図る目的で基金を創設する条例であります。

また、議案第46号うきは市水源かん養事業に関する協定の締結につきましては、うきは市が創設しようとする水源かん養事業基金における、うきは市水源かん養事業基金条例第6条の規定による当該基金の有効活用及びその他手続等を定めたもので、議論が集中したのは第1条の事業内容——別紙10項目が掲げられております、及び事業に係る地理的範囲でございましたが、結論として、うきは市が現に継続して取り組んでいる山村振興事業に係る予算に充当している一般財源にかえて、今後、年4,000万円をめどに、5年間、当該基金を活用しようとする趣旨でございます。いずれの案につきましても、マスコミ報道及び係る民意並びにうきは市の振興を踏まえ、慎重に審査をした結果、全会一致で原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第47号うきは市浄化槽施設等の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、浄化槽設置に係る処理人槽区分並びに処理人槽区分に係る分担金及び使用料の区分が、現行50人を限度としておりますことから、うきは市が推進するブランド開発事業における関係事業者から、50人槽を超える浄化槽設置の申し入れを受けまして、これらに対処する必要上、関係する条例の一部を改正するものであります。

委員会の審査に当たりましては、高木市長公室長並びに担当所管である住環境建設課長及び担当係長の出席を求め、審査に当たりましたが、改正議案には異論はなかったものの、現行の処理人槽区分に係る分担金及び使用料の区分間の格差が不整定、いわゆるアンバランスであることのほか、温泉や大型事業所の未接続が放置されていることの実態及び累積債務による一般会計からの多額の繰り出しによる経営実態に議論が集中いたしました。

その結果、処理人槽区分に係る分担金及び使用料の区分間格差是正につきましては、来年

10月に予定される消費税改定にあわせて、うきは市下水道事業等推進審議会では是正を図ることのほか、事業経営の抜本的な改善を図るよう強く指摘し、議案については、全会一致で原案どおり可決するものと決しました。

以上が報告であります。終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は議案番号を言って質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

それでは、これより議案第43号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第45号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

これより議案第46号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第47号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第6. 追加議案の上程

○議長（岩佐 達郎君） 日程第6、追加議案の上程を行います。議案第49号、1件を上程します。

---

#### 日程第7. 市長の提案理由の説明

○議長（岩佐 達郎君） 日程第7、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

本日、追加提案いたします議案は、条例案件1件でございます。

議案第49号うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

このことにつきましては、さきの全員協議会で御報告させていただきましたとおり、合所ダムの国有資産等所在市町村交付金について、平成6年度の当初より、交付金制度の理解が不十分であったため適切な事務処理を行っておらず、市民の皆様に多大なる御迷惑をおかけいたしました。このことを踏まえ、市長である私が、当時、浮羽町の助役という立場にありながら防ぐことができなかった責任を明らかにするため、給料の減額を行うものでございます。

以上、追加提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げましたが、具体的な内容につきましては、議題とされました際に改めて説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

この議案は、市政執行上緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

---

## 日程第 8. 議案第 49 号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第 8、議案第 49 号うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 追加議案書 1 ページをお開き願います。

議案第 49 号でございます。

続いて、2 ページをお開き願います。

うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第 11 項を附則第 12 項とし、附則第 10 項を附則第 11 項とし、附則第 9 項を附則第 10 項とし、附則第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 項、平成 26 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間における市長の給料月額は、第 3 条の規定にかかわらず、同条により市長が受けるべき額から当該額に 100 分の 15 を乗じて得た額を減じた額とする。

附則、この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

条例改正の理由としましては、市長の提案理由でも申し上げましたとおり、国有資産等所在市町村交付金に係る理解が不十分であったため、市民の皆様にも多大なる御迷惑をおかけしたことを踏まえ、市長としての責任を明らかにするため、給料の減額を行うものでございます。

減額の内容は、給料月額に 100 分の 15 を乗じた額を、7 月から 3 カ月間減額するものです。以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4 番、中野議員。

○議員（4 番 中野 義信君） 今、市長のほうから提案がありましたが、旧助役時代のことを言われておりますが、私どもは浮羽町ですから、助役に責任があったということはわかっております。ただ、助役を何年から何年までされたのかということが 1 点と。

両企業団との交付金の契約書、それはいつ締結されたのか。その点についてお尋ねいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 私が浮羽町の助役に就任したのは、平成 6 年 2 月から平成 10 年 2 月まで 1 期 4 年間であります。

後段の御質問が、国有資産等所在市町村交付金の締結の時期でございますか。（「はい、そう

です」と呼ぶ者あり) そういう締結の時期というのは、当時、浮羽町時代はありませんでした。

○議長(岩佐 達郎君) 中野議員。

○議員(4番 中野 義信君) 助役時代に内容が十分理解されてなかったということですから、要するに、その前に、その交付金の関係は話し合いができておったんでしょう。だから、それをよく存じなかったから、こういうふうになったということじゃないわけですか。

○議長(岩佐 達郎君) 市長。

○市長(高木 典雄君) 平成6年から平成10年まで1期4年間在職をしてたんですが、その期間においては、少なくともこの合所ダムの国有資産等所在市町村交付金について、何ら話題になることはありませんでした。

○議長(岩佐 達郎君) 中野議員、3回目です。

○議員(4番 中野 義信君) そういった締結があるというのをよくわからなかったということで、今回はそれもあって、こういったことで、今、条例の改正を出しておるということではないわけですかね。

○議長(岩佐 達郎君) 市長。

○市長(高木 典雄君) そういうことではなくて、もともと国有資産等所在市町村交付金法という法律があるんですけども、もともと両企業団のほうから通知するというのが手続の第一歩であります。しかしながら、ダムを所有する地元として、そういう両企業団の手続がないことに対しまして、私のほうから十二分に、こういう交付金があるのではないですかというふうに指摘する、そこを非常にできなかつた。防ぐことができなかつた。その制度の趣旨について承知することができなかつたということでもあります。

○議長(岩佐 達郎君) ほかにありませんか。12番、大越議員。

○議員(12番 大越 秀男君) 今、ちょっと期せずしてその説明があつたんですが、この交付金を払う側と受け取る側と、どちらに責任があつたんですかね、この問題。全員協議会で説明されたときにお尋ねすればよかつたんですが、実はもう、期せずして、昨夜、市民の方から、裁判に訴えてでも取り戻すことはできんとかという話がありました。だけど、いや、これは法律ですよ。法律だから、いわゆる時効に係る分については、もう、法で処理されるから取り戻すことはできません。しかし——これからは私の私見で、市民の方に説明したんですけども、払う側に責任があつて、それに気がつかなかつたということであれば、訴えても取れないでしょうけれども、払う側の誰かが実は気がついたらと。だけど、知らんふりしとつたということが何らかの形で証明されれば、訴えることはできるでしょうねということをお願いしたんですが、それは間違いかもしれません。今言いましたように、それは私の私見で市民の方に説明しました。

要するに、この交付金を出す側と受け取る側とに、この問題、事務処理に関する責任はどちら

が重いのかということが、ちょっと私、理解していませんので、その辺の説明をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） そもそも国有資産等所在市町村交付金というのは、全員協議会でも御説明申し上げたところでありますが、税法上、固定資産税というのは国・県等の公共機関の所有物については、固定資産税を払う義務が出てこない。そのかわり、使途の用途が民間と類似してる分については、固定資産税にかわる形として、国有資産等所在市町村交付金というのが出てくるということであります。例えば、一番わかりがいいのは、既にうきは市におきましては、県営住宅というのが何か所かあります。これについては、しっかり国有資産等所在市町村交付金で交付を受けております。

もともとこの合所ダムについては、出発が、農林水産省が設置した農水事業ということで、あのダムがスタートいたしました。この農水事業そのものに対しては、もちろん固定資産税もかかりませんし、国有資産等所在市町村交付金も一切かからないわけでありますが、これが一旦上水道、都市用水になりますと、非常に民間の使用形態と類似してるということで、国有資産等所在市町村交付金の対象になるというのが出発点であります。平成6年当時、両企業団も、そして私も地元の浮羽町も、余りにも農業用ダムというイメージが強くて、この国有資産等所在市町村交付金の認識が全くなかったというのが実態であります。

したがいまして、地元ダムを所有している浮羽町としては、当時、私、そのスタートの時点の助役という責任ある立場でいたわけでありますので、しっかりそちらのところを承知して、両企業団のほうに指摘すべき立場にあったものが、その責務を果たせなかったというのが実態でありまして、そこに対しまして、今回、責任を明らかにしたいということで追加提案をさせていただいたところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 12番、大越議員。2回目です。

○議員（12番 大越 秀男君） 当時の助役として、このことに気づいて、いわゆる請求をする責務を怠ったという趣旨の説明だったと思いますが、要するにこっちから請求するのが筋だったのか、いや、請求はされなくても、それを使う福水と県南が、みずから交付金を出すべきだったのか、そこをお尋ねしてるんですよね。相応に同等の責任があったのか、この交付金支払いの事務手続がなされなかったのは、どちらの責任が重いのかということをお尋ねしておるところです。もう1回お願いします。納得できるように。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 両企業団の手続の動きがない場合には、地元である浮羽町がしっかりそこを指摘して請求するべきだったと、このように承知しているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 12番、大越議員。3回目です。

○議員（12番 大越 秀男君） ということは、もらうほうがしっかりしとかんかったのが悪いという理解でいいんですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） そういう意味も含めまして、今回、追加提案をさせていただいたところでもあります。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） 責任をとるということは、大体、今のあれでわかりましたが、どうも納得がいかとですね。市長になって2年。もう、ずっと前の話ですよ。助役当時のことで責任をとりたいてって言って全協のときにも言われましたが、どうも納得しません。それは責任をとるとり方、責任をとればそれで済むという話じゃなかろうと思います。私は逆に、見つけたほうの功績があったのではないかと思っておりますので、その責任をとるといったら、今までの説明で納得できませんが、その辺をもうちょっと、もう1回お願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 現に当初、平成6年から平成20年のこの15年間につきましては、時効が成立して5億8,800万円余の金額の交付を受けることができなかったという事実は歴然としてるわけでございます。それに関しまして、市民の皆さんに多大な御迷惑をおかけしたことでありますので、そういう意味合いを含めまして、今回、追加提案に至ったところでもあります。

○議長（岩佐 達郎君） 9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） 今、聞きましたが、それでもまだわかりません。

時効になったのが20年まで。ところが、前回の説明の中で、交付金の中から、仮にこれが全額うきは市がもろうとつても、交付金の中から減らされる——4分の3か、減らされて、実質4分の1という話だったですね。それを考えますと、何もなかったんじゃないかと。4分の1相当額の、今度、基金を両企業団から出してもらって、それで基金を創設するということでもありますので、そこనికిですよ、それが私が納得せんというのは、その辺の説明をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まさに今、御指摘のとおりであります。しかし地方交付税法の4分の1の留保財源についての御指摘をいただきましたが、これに関しては、あくまでも今回とは別な水源かん養事業基金として受け入れをするわけでございますので、それを一緒くたにして責任がなかったというところまでは言えないのではないかとこのことを判断しまして、こういう追加提案に至ったところでもあります。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それでは、市長に責任問題ということでございますので、しっかりお尋ねをしていきたいと思っております。

市長の行政責任に係る処分は——去年の10月ですか、参議院選挙の選挙権の回復に係る職員の不適切な事務処理で処分を——今回の処分が提案されております。それもみずから提案されてるということでございますが、この問題、処分について、みずからけじめをつけようとする、その意思については理解できます。しかし、法治国家でございますので、これは処分するとすれば、特別職といえど、やはり法と理念に基づいて、公正かつ厳格でなければならないというふうに常に理解をいたしております。この議会で、本件を道義的な視点だけで軽々に処分を論ずるということはしてはならないというふうに思っておるところであります。

お尋ねしたいのが、まず、当時この手続を見過ごした責任、これは浮羽町全体の問題ということじゃなくて、その辺は誰ということとは言えないでしょうけども、どこにその責任があったのかというのが1点。

それから、これはまた市長のみじゃなくて福岡地区水道企業団、それから福岡県南広域水道企業団、これは同等の責任があるというふうに当然ながら認識をします。なぜ市長1人がというのは、いろんな思惑があるのかなということさえ、推測もするわけであります。

それから、先ほど質問があつてましたけども、さも8億円が報道とともに、広報でも御説明してますよね、新聞報道もしておる。ところが住民の皆さんは、8億円丸々損失したという認識が強うございます。その説明も十分でないままに、こういう問題というもので、これで決着したよというようなことで、果たして行政の状況においていいのかどうか。結果としては5億8,770万6,000円、この件については交付税措置によって、結果として水源涵養の両企業団からの交付金で交付されますから、形は変えど損失はないという事実、そのあたりをしっかりと住民にお伝えしないと、何のための責任なのかというのが見えてきません。

それから、ぜひこれを判断するのにお聞きしたいんですけども、この事案を誰が発見したのか。私が非公式に確認したところによると、市長自身が発見をしたと。なおかつ、これを拒むといいますか、両企業団のほうに交渉を持ちかけた。県も含めて。なかなか難色を示す中で、市長らしい粘り強い対応で、この交付金を、事実上の損失を回収することができた。これはまさに、先ほどにもありましたけども、功績です。

もう一つ、助役というのが、きのうの新聞にも——おとといですか、高木市長は1994年度当時の旧浮羽町助役でありながら、交付金制度の理解が不十分で未払いを防ぐことができなかった責任を明らかにするためとしているという報道がされているんです。今の提案説明にありましたですけど、ほぼ同じ意味だと思います。

当時のこの問題について、この件について、助役だから当然その責任は免れないということは

理解できます。ただ、直接的にどうかかわりであったのか。これを承知する立場にありながらのこの結果なのか。

もう一つ、これは20年という時間が過ぎております。この事案における過失責任の時効、いわゆる税滞納の不履行5年、それから、民法の関係で、債務関係でも10年。それから、この過失責任の時効は何年だというふうに理解されてるのかをお聞きしたいと思います。

最後に、市長が助役として責任をとるということは、行政の継続上そうかなという思いもしますが、結果として、実体的な責任は問わずとも、当時の町長にこの責任は及んでいるということの認識はできていると思います。そういう提案だと思いますが、当時の町長の責任についてはどのように考えているのか。助役よりも重い責任ということは当然です。勝手に、市長のみが行政の継続性だからということで、この責任を問えるものなのか、その件について、まずはお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、大きく3点の御質問をいただきました。

まず1点目が、市民の大半の方は8億円を問題にしてると、私も十二分に承知しております。そういう中で、説明責任を、私の処分で終わりではなくて、今後、広報うきはへの広報、あるいは、タイミングが合えば、私自身が直接それにふさわしい場でこの問題についてお話をする。そういうことで説明責任を果たしていきたいと、このように考えているところであります。

それから2点目が、この国有資産等所在市町村交付金の交付漏れを誰が気づいたかということではありますが、これは再三、全員協議会でも申し上げてますように、財源の洗い出しの課程で発見したものであります。これは誰がというか、今、行政は市長、副市長、そして市長公室長以下管理職、そして全職員一丸となって仕事をやっていますので、チームで仕事をやっていますので、誰がというのは控えさせていただきますが、いわゆる、今、議会からもたびたび指摘がありますように、うきは市の今後の大きな課題は健全な財政運営だろうと思います。そういう中で、財源の洗い出しという作業をやった中でこれが発覚したということをお理解いただきたいと、このように思います。

3点目が、助役でありながら、やはり助役というのは町長を補佐するという重要な立場にあるわけですから、当時、浮羽町の財政状況あるいは財政状況の中の一番大きな核である税収について、しっかり私が目を光らせていろいろ指摘する、そういう立場にあった私が、理解が不足していたということは明らかでございますので、こういう意味で、今回、追加提案をさせていただきました。

当時の町長がというお話でございますが、当時の町長は、もう既に一民間の方であります。私は助役でありながら、今、現として当時の浮羽町、そして吉井と合併した、うきは市の市長と

いう責任ある立場でございますので、私がしっかりそこは1つの責任をとるとというのが一番順当ではないかということで、こういう判断に至ったところであります。（「1つ抜けてます。時効の話。時効」と呼ぶ者あり）

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 瑕疵の時効という御指摘でございますが、ちょっときちっと、また法制上詰めて御答弁させていただかなくてはいけないのかなと、こう思ってますが、やはりどう言いますか、現に昨今、こういう課題が指摘されたわけでございますから、その出発点がいかに古くても、発覚した当時の立場のある人間がしっかりこれは捉えるということが必要ではないかなと、このように思っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 答弁をお聞きしました。市長のここ4年間おつき合いする気持ちとしては理解しておりますが、まずはこの処分を先行して、後で8億円がひとり歩きをしている。事実上の損失はなかったにもかかわらず、そして発見者は言えないと。しっかりこの両企業団、県あたりの交渉には粘り強くやった結果の功績というものも踏まえながらいろいろ思うわけですが。

まず答弁の中で、これから住民に説明して理解を得る。そして処分を先行する。これは行政責任のとり方かなと思うんです。一定の理解のもとに、その結果として責任をとるとというのが本来あるべき姿であるのを、なぜこんなに急いで責任をとろうとするのか。これがまずおかしい。多分、議員の皆さんは、もう、処分というものを単純に捉えるとそうだろうなという気がするでしょうけど、絶対そういうことじゃいかん。議会がそういうことじゃいかんということを強く申し上げたい。

それから、当時の町長の責任は民間人だからと言いますが、市長が行政の継続性でとるということは、実体上の処分ということは、訴訟を起こさん限りないでしょうけども、結局とるということはその罪を認めた、責任を認めたということを認識しているとするなら、当時の町長さんにもお会いして、こういうことだと言う責任義務があると思うんですよ。そうでしょう。当時の責任者ですから。それもせずして、自分が手を挙げて処分をする。非常に何か市長としては、潔いとか、いい言葉が返ってきそうですけども、やはりここは真剣慎重にやらないと、ただこれで幕引きみたいな感じさえ受けるような処分というのは、これは厳に慎むべきだというふうに思っております。

いま一度、それからもう一つ。過失責任じゃなくて時効の話。これについても答弁ができないような状況でこういうものをぼんと出すということ自体が不用意だというふうに思いますが、その辺、思いませんか。今の件も含めて再度答弁をお願いします。



○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 決してこれで幕引きを図るとか、そういう考えは毛頭ございません。むしろ逆でして、この水源かん養事業基金もお認めいただきましたので、これからしっかりした手続を経て、しっかりした受け入れをした後に、市民の皆さんにいろんな機会で私が説明をする。これが今から大きな私の仕事というか課題だと、このように思っております。

そういう中で、先ほど伊藤議員の質問にもお答えしましたように、やはり5億8,800万円余の金額が時効で交付漏れになったという事実は事実でありますから、これに対して、私の一定の責任を明らかにして、しっかり腹を割って今までの経緯を市民の皆さんに説明する、これが順当な手続ではないかというふうに判断をいたしまして、こういう追加提案に至ったということをお理解いただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第49号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。8番、反対討論を許します。8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 今、質疑それから答弁をお聞きいたしましたけれども、御説明の中にもありましたけれども、当議案は、既に時効を経過したものと考えております。

当時、町の、それから市の幹部ですね、それから議員、そして両水道企業団の連帯責任ならばまだ理解できるんですが、当時、町の助役であったとはいえ、現市長1人で責任をとるのはいかがかと思います。

さらに、この時効の期間、交付金をいただいている以上、数字的な損失はありません。高木市長の自責の念であることはわかりますが、逆に、この未払いを見つけた職員の功績に対して礼を尽くすべきと思います。そういう理由で、この議案に反対いたします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、賛成討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 反対討論はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 質問もいたしました。それで、率直にこういうふうに思っており

ます。

藤田議員からも反対討論がありましたとおりに、これは3者同等の責任でありまして、市長の  
みがというのは、非常にこれは、それぞれの自治体の責任で行うべきでありましようが、やはり、  
これをうきは市がとる、市長が責任をとる、これによって何か思惑があるのかなという気もしま  
すが、そういうことじゃなかろうというふうに先ほどの答弁でも感じます。

それから同じく損失が、結果的に損失よりも、むしろこの努力というものを評価すべきだとい  
う。

それからもう一つは、時効が成立しているということですね、事実上。

これらの事実を比較考慮いたしましても、責任をとる構成要件が成立するには乏しいという見  
解に立っております。

そこで、もう一つ申し上げたいと思います。この案件については、さかのぼること20年でござ  
います。平成6年に交付金制度を見過ごしたということに端を発しております。先ほど言いま  
したように、浮羽町助役就任中の事件でもあります。

ところでこの平成6年といえば、市長が合所ダムの水問題で、平成6年に覚書、確認書の権利  
が消滅したと、これは明言されております。これは議事録で明確です。平成6年に覚書と確認書  
の権利は消滅したということは明確に議事録に——私も質問してわかっております。ただ、こ  
の平成6年に消滅したという論拠も、それから証拠も、懸命に探すけど何も答弁ありません、出  
てきません。

ところがこの8年後、平成14年4月15日月曜日、福岡県庁で行われた福岡地区水道企業団  
との協議において、当企業団との福岡県の見解として、当企業団——福岡地区水道企業団と福  
岡県の見解として、平成7年の合意があり、覚書の効力は大山ダムでは切れないと議事録に明確  
に記載されております。ごらんになったことがあろうかと思えます。

これらの不可解な事実とも総合的に勘案すれば、今回の処分問題は、問題発生の時期を同じく  
して相互に関係しているものと思わざるを得ません。したがって本件は、この問題のみにかかわ  
らず、総合的に判断すべきものとして、私として保留といたしたく反対をいたします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 賛成討論はありませんか。12番、大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） この一部改正案には賛成をいたします。

と申しますのは、やはり高木市長は現にうきは市の市長であるという明確な責任ある立場の方  
でありまして、ここで心情を言ったらいかんのかもしれませんけれども、心情的に、僕はやっぱ  
り責任をとるべきだというふうな考えに至ったことについては理解をしております。

それと、先ほどから申し上げ、いろんな意見が出ておりますが、実質うきは市の損失は、この

基金創設によって、それは別問題だという御説明があつておりますけれども、実質的にうきは市は損失はしておりません。だけど、損していないのに得した人はいるんですね。福岡地区水道企業団と福岡県南広域水道企業団は、過去20年分の25%を除いた75%は出さなくて済んだという形で得はしてると思うんですね。そういった、企業団に対する無言のアピールにもなるのかなど、この処分がですね、そういう気もいたします。

そういったことで、私はこの議案第49号に関しては賛成をしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、反対討論を許します。9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） 先ほどの市長の答弁で、住民には十分に説明責任を果たすということ。それをもって、私はこの議案には反対をします。責任はとらんでええんじやなかろうかと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） ないようでしたら、これで討論を終わります。

本案は起立により採決します。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩佐 達郎君） 起立多数です。したがって、議案第49号は可決することに決しました。

---

### 日程第9. 諸報告

○議長（岩佐 達郎君） 日程第9、諸報告を行います。

議員のみ配付しています、市外からの陳情はお手元に配付のとおりになっております。ごらんいただきますようお願いいたします。

---

### 日程第10. 閉会中の調査の申出について

○議長（岩佐 達郎君） 日程第10、閉会中の調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の調査の申し出があつております。申し出のとおり、閉会中の調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査とすることに決しました。

---

○議長（岩佐 達郎君） 以上で全ての議案の審議が終了しました。

ここで市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議長のお許しをいただきましたので、第3回市議会定例会閉会に当たりまして一言お礼と御挨拶を申し上げます。

6月12日から本日までの12日間、開会いたしました第3回うきは市議会定例会におきまして、平成26年度うきは市一般会計補正予算案を初め、条例、その他重要な案件につきまして、そしてさらに本日の追加提案を含め、議員の皆様には本会議並びに各委員会を通じて、連日慎重に御審議賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

おかげをもちまして、全議案御議決を賜り厚くお礼を申し上げます。御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に当たり心して務めたいと存じます。

このたびの国有資産等所在市町村交付金については、交付金を受けなかった問題について、極めて遺憾なことであり、市民の皆様にも多大な御迷惑をおかけいたしました。心からおわび申し上げるものであります。今後このようなことがないように、再発の防止を徹底してまいりたいと思っております。

さて、うきは市が吉井町と浮羽町の合併により市制を施行してから、平成27年3月20日がいよいよ10周年を迎えます。この間、本市発展の礎をいささかなりとも積み重ねることができましたのも、国・県、近隣の市・町を初め関係機関の皆様及び議員の皆様の格別の御指導、そして何よりも市民の皆様の絶えまざる御尽力のたまものであると心から感謝を申し上げます。

そこで、市民の皆様とともにお祝いをし、未来への新しい一步を踏み出したいとの目標を掲げ、本年度は各種の市制施行10周年記念事業を予定しております。この10周年という記念すべき節目を機に、うきは市の新たな船出の年として、皆様とともに発展の歴史を刻んでいけたらと切に願っております。今後も皆様方のより一層の御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

今月29日日曜日には「デフレの正体」「里山資本主義」など著書で著明な藻谷浩介さん——今、株式会社日本総合研究所の調査部の主任研究員をなさっておりますが、この藻谷浩介さんを講師にお迎えし、これまでの10年の歩みを振り返り、また、地域の特性を生かした、これからのうきは市づくりに向け、市民と行政がともに考える機会として記念講演会を開催いたします。皆様におかれましては、御多忙のこととは存じますが、御参加いただきますようお願いいたします。

これからますます暑くなります。議員の皆様におかれましては、健康に十分留意されまして、うきは市の発展のために、今後ともなお一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） 報告します。9月定例会の開会日は9月4日木曜日開会予定とじていますので、報告しておきます。

これをおもちまして、平成26年度第3回うきは市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前10時05分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 岩 佐 達 郎

署名議員 熊 懐 和 明

署名議員 中 野 義 信